

平成 29 年度第 2 回建築審査会議事録

- ・と き 平成 29 年 11 月 10 日（金）
午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分
- ・と ころ 門真市保健福祉センター 2 階 日常生活動作訓練室

会議の次第

1. 開会
2. 議案
 - ・議案第 2 号（執行停止申立）
3. 閉会

出席者

（委員）

会 長	下村 泰彦
委 員	浅田 行則
委 員	加瀬 哲男
委 員	棚橋 豪
委 員	森本 芳樹

（事務局）

まちづくり部長	木村 佳英
まちづくり部次長	良 義浩
建築指導課長	高岡 華織
建築指導課課長補佐	長谷川 篤
建築指導課課長補佐	宮崎 一
建築指導課主任	岡澤 一登
建築指導課係員	濱岡 祐加

事務局

お待たせいたしました。本日は、お忙しい中、平成 29 年度第 2 回門真市建築審査会に、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

始めに、本日の会議資料のご確認をお願いいたします。

過不足等ございませんでしょうか。

本日の議事でございますが、議案第 2 号「執行停止申立」でございます。以降の議事進行につきまして、下村会長よろしくをお願いいたします。

会長

それでは只今から、開会とさせていただきます。

まず始めに、本審査会の成立状況でございますが、委員7名中、5名のご出席ですので、本審査会は、有効に成立しております。

次に、本日の会議録の署名人につきましては、森本委員と棚橋委員にお願い致します。

次に、本日の建築審査会の公開又は非公開の決定についてでございますが、門真市建築審査会の会議の公開要領1－(1)において「会議は公開するものとする。」となっておりますが、同要領1－(1)ただし書きにて「審議会等の会議の公開に関する指針第3条各号に該当すると認められる場合は、議長は会議に諮って、当該会議の全部または一部を公開しないことができる。」となっております。

つきましては、本日の議案については、行政不服審査法第25条の規定による執行停止申立にかかる決定審議であることから、指針第3条第2号に規定されております。「当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合」と判断できることから非公開とさせていただこうかと思っておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

～ 異議なし ～

ご意見がないようですので、この会議は非公開で行うことに決定します。

それでは、議案第2号「執行停止申立」につきまして、事務局より説明をお願い致します。

(以下、「議案第2号、執行停止申立に係る部分」については、門真市情報公開条例第6条第5号に定める不開示情報に該当するため、非公開)

会長

これをもちまして、平成29年度第2回門真市建築審査会を閉会致します。

会長 _____

委員 _____

委員 _____